

奈良市公報

第82号

令和4年10月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
9	30	45	奈良市公報号外第25号に掲載	人事課

告 示

月	日	番号	件名	主管
9	16	499	放置自転車等の保管	環境政策課
9	16	500	放置自転車等の処分	環境政策課
9	20	501	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
9	21	502	農用地利用集積計画の決定	農政課
9	21	503	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルス ワクチン接種推進課
9	21	504	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	26	505	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	27	506	放置自転車等の保管	環境政策課
9	28	507	差押調書の公示送達	滞納整理課
9	28	508	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	28	509	差押調書の公示送達	滞納整理課
9	30	510	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
9	30	511	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
9	16	39	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の休止	共同事務推進課
9	26	20	奈良市公報号外第25号に掲載	給排水課
9	26	21	奈良市公報号外第25号に掲載	水道工務課
9	26	40	水道施設加算分担金の賦課徴収区域を定めた告示の失効	給排水課
9	26	41	奈良市公報号外第25号に掲載	給排水課
9	26	42	奈良市公報号外第25号に掲載	水道計画課
9	30	22	奈良市公報号外第25号に掲載	企業総務課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
9	22	15	定例教育委員会の開催	教育政策課
議 会				
月	日	番号	件名	主管
9	30	11	奈良市公報号外第25号に掲載	議会総務課

告

示

奈良市告示第499号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年9月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年9月14日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年9月16日揭示済）

奈良市告示第500号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和4年9月16日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和4年9月16日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和4年2月4日、同月10日、同月14日、同月18日及び同月21日

（令和4年9月16日揭示済）

奈良市告示第501号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良

市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和4年9月20日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和4年 9月2日	出口 潤	出口脳神経クリニック	奈良市高天町38番地3 近鉄 高天ビル1階	脳神経外科・脳神経 内科（音声・言語機 能障害）
令和4年 9月2日	守屋 和起	独立行政法人国立病院機 構 奈良医療センター	奈良市七条二丁目 789 番地	脳神経内科（平衡・ そしゃく機能障害）

(令和4年9月20日掲示済)

奈良市告示第502号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年9月21日

奈良市長 仲川 元 庸

(令和4年9月21日掲示済)

奈良市告示第503号

令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和4年9月20日から適用する。

令和4年9月21日

奈良市長 仲川 元 庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注 (予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第7条第1項第1号に規定する方法)	初回接種（予防接種実施規則附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。）	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和5年3月31日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		第一期追加接種（予防接種実施規則附則第8条第1項の第一期追加接種をいう。以下同じ。）		令和3年12月1日から令和5年3月31日まで	
		第二期追加接種（予防接種実施規則附則第9条第1項の第二期追加接種をいう。以下同じ。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで	

			もの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	
コミナティ筋注 5～11歳用(予防接種実施規則附則第7条第1項第4号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者	令和4年2月21日から令和5年3月31日まで	
	第一期追加接種	5歳以上12歳未満の者	令和4年9月6日から令和5年3月31日まで	
スパイクバックス筋注(旧販売名:COVID-19ワクチンモデルナ筋注)(予防接種実施規則附則第7条第1項第2号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和3年6月14日から令和5年3月31日まで	
	第一期追加接種	18歳以上の者	令和3年12月17日から令和5年3月31日まで	
	第二期追加接種	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで	
ヌバキソビッド筋注(予防接種実施規則附則第7条第1項第5号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで	
	第一期追加接種	18歳以上の者		
スパイクバックス筋注(2価:起原株/オミクロン株BA.1)(予防接種実施規則附	令和四年秋開始接種(予防接種実施規則附則第10条第1項の令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。)	18歳以上の者	令和4年9月20日から令和5年3月31日まで	

	則第 10 条第 1 項 第 1 号に規定する 方法)				
	コミナティ RTU 筋注 (2 価: 起源 株/オミクロン 株 BA. 1) (予防接 種実施規則附則 第 10 条第 1 項 第 2 号に規定する 方法)	令和四年秋開始接種	12 歳以上の者		

備考 既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては初回接種を、既に第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第一期追加接種を、既に令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第二期追加接種をそれぞれ接種することができない。

4 接種回数と料金中「第一期追加接種及び第二期追加接種にあつてはそれぞれ 1 回」を「第一期追加接種、第二期追加接種及び令和四年秋開始接種にあつてはそれぞれ 1 回」に改める。

(令和 4 年 9 月 21 日掲示済)

奈良市告示第 504 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 4 年 9 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

- 令和元年 6 月 18 日 奈良市指令整開 第 19A-10 号
- 令和 3 年 7 月 7 日 奈良市指令整開 第 19A-10-1 号
- 令和 4 年 8 月 10 日 奈良市指令整開 第 19A-10-2 号
- 令和 4 年 9 月 20 日 奈良市指令整開 第 19A-10-3 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (2 工区) 開発行為 令和 4 年 9 月 21 日 第 1823 号
- 公共施設 令和 4 年 9 月 21 日 第 909 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市疋田町四丁目 143 番 他 114 筆 (別紙参照)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区瓦町二丁目 4 番 5 号
 三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀

5 公共施設の種類、位置及び区域

- 道 路: 奈良市疋田町四丁目 132 番 1 他 76 筆 (別紙参照)
- 下 水 道: 奈良市疋田町四丁目 132 番 1 の一部 他 60 筆 (別紙参照)
- 調 整 池: 奈良市疋田町四丁目 141 番 10 の一部 他 3 筆 (別紙参照)
- 公 園: 奈良市疋田町四丁目 169 番の一部 他 13 筆 (別紙参照)
- 排 水 路 敷: 奈良市疋田町四丁目 132 番 4 の一部 他 5 筆 (別紙参照)
- 防 火 水 槽: 奈良市疋田町四丁目 132 番 4 の一部
- 歩行者専用通路: 奈良市疋田町四丁目 132 番 4 の一部

別紙

3 開発区域に含まれる地域

- (2 工区) 奈良市疋田町四丁目

132番1、	132番2の一部、	132番4、	132番3の一部、
141番1、	141番2、	141番3、	141番4、
141番5、	141番6、	141番7、	141番8、
141番9、	141番10、	141番11、	141番12、
141番13、	142番1、	143番、	148番1、
149番1、	150番1、	151番1、	151番4、
152番の一部、	153番2の一部、	162番1、	165番4、
166番、	168番、	169番、	170番、
171番、	176番、	178番、	179番、
180番、	181番、	182番・192番・194番合併、183番・187番合併の一部、	
184番の一部	185番2の一部、	185番4の一部、	185番5の一部、
185番6、	185番7の一部、	185番8の一部、	186番の一部、
188番・189番合併1、	188番・189番合併2、	190番、	191番1、
191番2、	193番1、	193番2、	195番、
196番1、	196番2、	197番、	198番、
199番、	200番の一部、	201番1の一部、	202番1、
202番2、	203番、	204番、	205番の一部、
206番、	207番1の一部、	207番2、	208番、
209番、	210番、	211番1、	211番2、
212番、	213番、	214番、	215番1、
215番2、	216番、	217番、	218番、
219番、	220番、	221番、	222番、
223番、	224番、	225番、	226番、
227番1、	227番2、	228番、	229番、
230番1、	230番2、	231番、	232番、
758番、	759番、	760番、	761番、
762番、	763番、	764番、	766番3、
793番、	794番、	795番、	796番、
797番、	798番、	並びに足田町756番	115筆

別紙

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市足田町四丁目

132番1、	132番2の一部、	132番3の一部、	141番1の一部、
141番4の一部、	141番5の一部、	141番6の一部、	141番7の一部、
141番8の一部、	141番10の一部、	141番12の一部、	141番13の一部、
142番1の一部、	143番の一部、	148番1、	149番1、
150番1、	151番4、	152番の一部、	162番1の一部、
168番の一部、	169番の一部、	178番の一部、	179番の一部、
181番の一部、	185番4の一部、	185番8の一部、	188番・189番合併1の一部、
190番の一部、	191番1の一部、	191番2の一部、	195番の一部、
196番1の一部、	196番2の一部、	197番の一部、	198番の一部、
199番の一部、	200番の一部、	202番1の一部、	202番2の一部、
203番の一部、	204番の一部、	205番の一部、	206番の一部、
207番1の一部、	207番2の一部、	208番の一部、	209番の一部、
210番の一部、	211番1の一部、	211番2の一部、	212番の一部、
213番の一部、	214番の一部、	216番の一部、	217番の一部、
218番の一部、	219番の一部、	220番の一部、	221番の一部、
223番の一部、	224番の一部、	225番の一部、	226番の一部、

227 番 1 の一部、 231 番の一部、 760 番の一部、 並びに疋田町 756 番の一部	229 番の一部、 232 番の一部、 761 番の一部、	230 番 1 の一部、 758 番の一部、 762 番の一部、	230 番 2 の一部、 759 番の一部、 798 番の一部、	77 筆
---	-------------------------------------	--	--	------

別紙

下水道：奈良市疋田町四丁目

132 番 1 の一部、 141 番 5 の一部、 141 番 12 の一部、 149 番 1 の一部、 162 番 1 の一部、 181 番の一部、 196 番 1 の一部、 199 番の一部、 203 番の一部、 207 番 1 の一部、 211 番 1 の一部、 216 番の一部、 221 番の一部、 226 番の一部、 232 番の一部、 762 番の一部	132 番 4 の一部、 141 番 6 の一部、 142 番 1 の一部、 150 番 1 の一部、 168 番の一部、 190 番の一部、 196 番 2 の一部、 200 番の一部、 204 番の一部、 207 番 2 の一部、 211 番 2 の一部、 218 番の一部、 223 番の一部、 230 番 1 の一部、 759 番の一部、	141 番 1 の一部、 141 番 7 の一部、 143 番の一部、 151 番 4 の一部、 169 番の一部、 191 番 1 の一部、 197 番の一部、 202 番 1 の一部、 205 番の一部、 209 番の一部、 212 番の一部、 219 番の一部、 224 番の一部、 230 番 2 の一部、 760 番の一部、	141 番 4 の一部、 141 番 10 の一部、 148 番 1 の一部、 152 番の一部、 179 番の一部、 195 番の一部、 198 番の一部、 202 番 2 の一部、 206 番の一部、 210 番の一部、 213 番の一部、 220 番の一部、 225 番の一部、 231 番の一部、 761 番の一部、	61 筆
--	---	---	--	------

調整池：奈良市疋田町四丁目

141 番 10 の一部、	141 番 11 の一部、	141 番 12 の一部、	141 番 13 の一部	4 筆
---------------	---------------	---------------	--------------	-----

公園：奈良市疋田町四丁目

169 番の一部、 178 番の一部、 193 番 1、 763 番の一部、	170 番の一部、 179 番の一部、 193 番 2、 798 番の一部	171 番の一部、 180 番の一部、 229 番の一部、	176 番、 182 番・192 番・194 番合併の一部、 232 番の一部、	14 筆
---	--	-------------------------------------	--	------

排水路敷：奈良市疋田町四丁目

132 番 4 の一部	141 番 10 の一部、	141 番 11 の一部、	141 番 12 の一部、	6 筆
141 番 13 の一部、	143 番の一部			

(令和4年9月21日揭示済)

奈良市告示第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年5月9日 奈良市指令整開 第21A-32号

令和4年8月30日 奈良市指令整開 第21A-32-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年9月26日 第1824号

公共施設 令和4年9月26日 第910号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市古市町 1398 番

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市西区土佐堀一丁目 6 番 6 号
株式会社リンクシステム 代表取締役 松本 吉史
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道 路：奈良市古市町 1398 番の一部
下水道：奈良市古市町 1398 番の一部

(令和 4 年 9 月 26 日掲示済)

奈良市告示第 506 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 9 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和 4 年 9 月 21 日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、J R 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 4 年 9 月 27 日掲示済)

奈良市告示第 507 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 4 年 9 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者

省略

(令和4年9月28日揭示済)

奈良市告示第508号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年9月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年5月19日 奈良市指令整開 第21A-29号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年9月28日 第1825号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市尼・中町153番3、153番5、153番6、153番7、153番8、153番9及び153番10

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市柳町20番地3

大西 輝夫 大西 恭子

(令和4年9月28日揭示済)

奈良市告示第509号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年9月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達をすべき文書

差押調書(謄本)

2 送達を受けるべき者

省略

(令和4年9月28日揭示済)

奈良市告示第510号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月30日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ツクイ奈良訪問看護ステーション	奈良県奈良市大宮町四丁目295-10 奈良朝日生命川口ビル3階	令和4年 8月1日

(令和4年9月30日揭示済)

奈良市告示第511号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年9月30日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年11月17日 奈良市指令整開 第21A-16号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(2工区)

開発行為 令和4年9月30日 第1826号

公共施設 令和4年9月30日 第911号

3 開発区域に含まれる地域

(2工区)

奈良市大安寺町510番1の一部、510番3の一部、514番1の一部、514番2の一部、515番1の一部、515番3の一部、516番1の一部、516番2の一部、516番3の一部、517番1の一部、517番3及び519番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町871番地の1

株式会社いそかわ 代表取締役 安東 和彦

5 公共施設の種類、位置及び区域

(2工区)

緑 地：奈良市大安寺町517番1の一部

雨水貯留槽：奈良市大安寺町515番1の一部、516番1の一部及び519番1の一部

(令和4年9月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第39号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の休止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年9月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
クシマ設備工業 株式会社	代表取締役 野見山 員仁	大阪府堺市北区北花田町三丁33番21号	令和4年9月15日

(令和4年9月16日揭示済)

奈良市企業局告示第40号

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第17号）の施行に伴い、奈良市水道施設加算分担金の賦課徴収区域を定めた次に掲げる告示は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

令和4年9月26日

奈良市公営企業管理者 池田 修

- 水道施設加算分担金の賦課徴収区域（平成9年奈良市水道局告示第1号）
- 水道施設加算分担金の賦課徴収区域の指定（平成13年奈良市水道局告示第22号）
- 水道施設加算分担金の賦課徴収区域（平成14年奈良市水道局告示第1号）
- 水道施設加算分担金の賦課徴収区域（平成15年奈良市水道局告示第1号）

(令和4年9月26日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第15号

令和4年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和4年9月22日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日時

令和4年9月29日（木） 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について

(2) 令和5年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について

議事

議案第25号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について

協議事項

(1) 今後の部活動の在り方について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年9月22日揭示済)